

公正取引委員会
**人材と競争政策に
関する検討会**

報告書のポイント

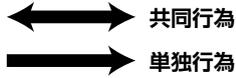
人材に関する独占禁止法適用についての考え方



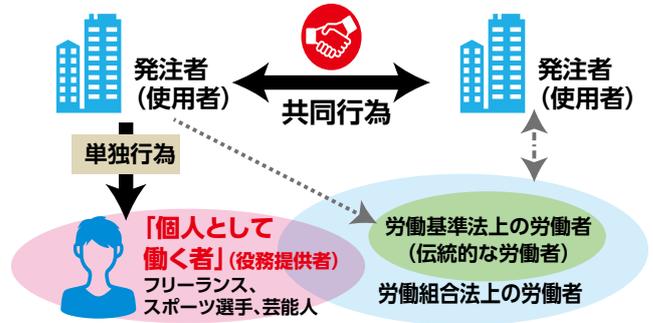
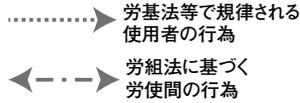
人材と競争政策に関する検討会事務局
(公正取引委員会経済調査室)

検討の対象

今回の検討対象は
実線部分



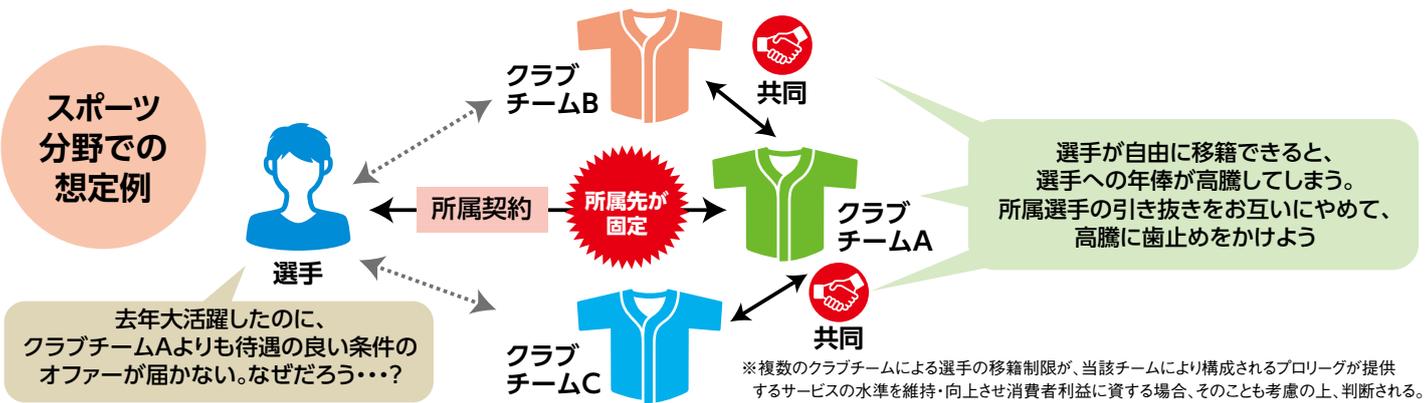
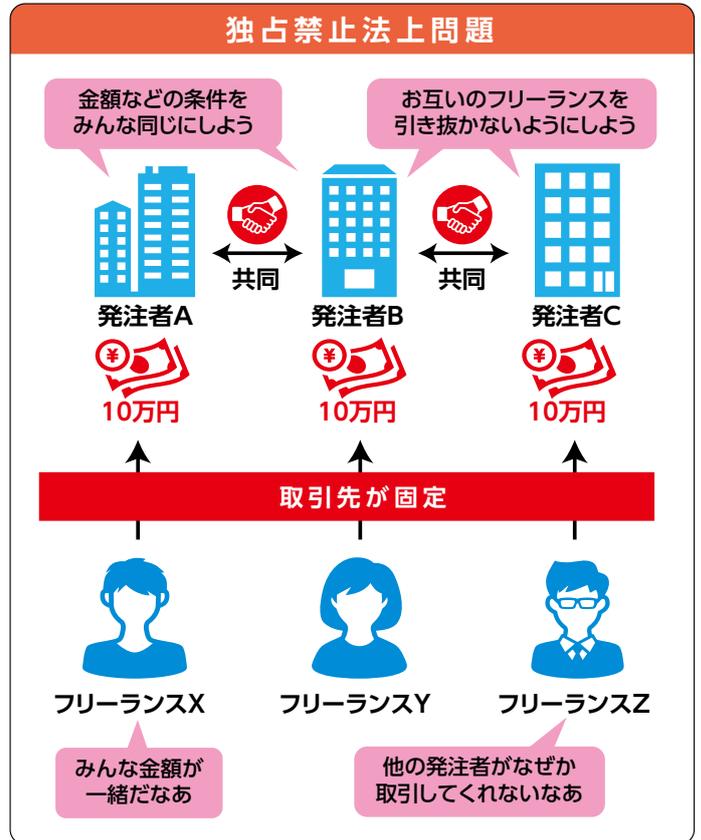
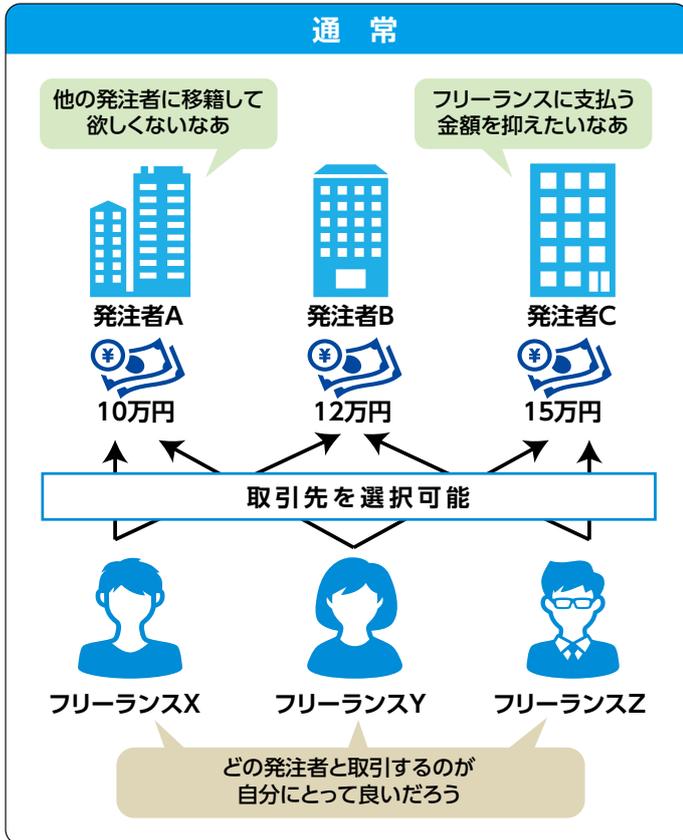
破線部分は原則として
独占禁止法上の問題にならない



1 発注者が共同して人材獲得競争を制限する行為

●人材獲得市場において決定されるべき取引条件を共同して人為的に決定することは、独占禁止法上、**原則として問題となる**。

●IT会社によるIT人材の引き抜き防止協定が米国で問題となったように、**使用者の同様の行為**についても、独占禁止法上、**原則として問題となる**。



優越的地位の考え方

取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、発注者がフリーランスにとって著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合→発注者がフリーランスに対して「優越的地位」にある

- ① 役務提供者の発注者に対する取引依存度
 - ② 発注者の市場における地位
 - ③ 役務提供者にとっての取引先変更の可能性
 - ④ その他発注者と取引することの必要性を示す具体的事実
- を総合的に考慮して判断される（優越ガイドライン）。

発注者が優越的地位にあることを支持する事情

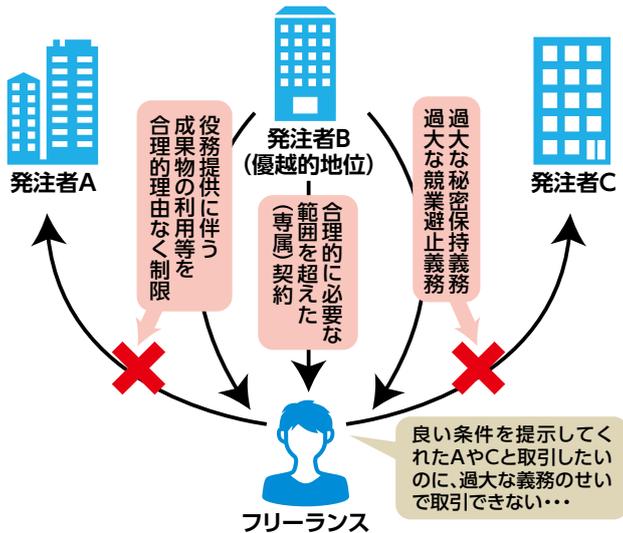
- 企業組織と比べて情報収集能力や交渉力が劣ることに起因して、フリーランスによる取引先変更の可能性が低い場合
- フリーランスの事業規模が小さく業務処理能力の関係上同時に取引できる発注者が限られる場合
- 発注者間で情報が広がりやすい業界においては、フリーランスが取引条件を交渉すること自体がネガティブな評判となり取引先変更の可能性を低下させる場合
- フリーランスの選択の自由が既存の取引先である発注者により制限されている場合

※優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に行われる行為は「優越的地位の濫用」として問題となり得る。

- 優越的地位にある発注者（一部行為は使用者）が課す制限・義務等が不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上、**問題となる場合がある**。
- 不当に不利益を与えるか否かは、これら義務の内容や期間が目的に照らして過大であるか、役務提供者に与える不利

益の程度、代償措置の水準、あらかじめ十分な協議が行われたか等を考慮の上で判断される。

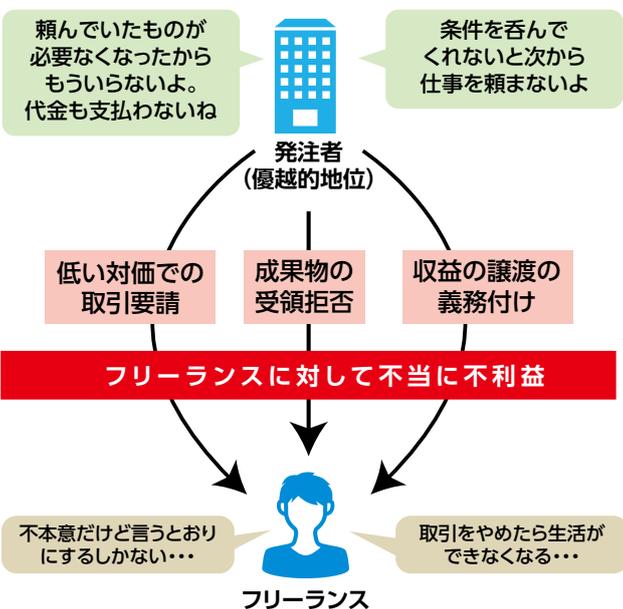
- フリーランス、スポーツ、芸能の各分野の様々な事情に基づき、個別判断。



行為のイメージ

- **規約上、管轄団体に競技者登録している選手が当該管轄団体の公認のない試合に出場することは禁止**されており、これに違反した場合は競技者登録が取り消される可能性がある。
- ある使用者・発注者が、取引先の役務提供者に自らの発注業務に専念させるため、**当該役務提供者が他の使用者・発注者から業務を受注できないように、他の使用者・発注者に対し、当該役務提供者への発注を取りやめさせた。**
- ある会社は、従業員が競合他社に転職した場合、**転職した時点で、就業規則上の秘密保持義務を根拠に訴訟を示唆する警告書を、当該従業員及び転職を仲介した人材紹介会社に送付し、円滑な転職活動を妨害している。**
- **契約満了時に芸能人が契約更新を拒否する場合でも、芸能事務所のみで判断により、契約を一度更新できることが契約上規定**されており、また、芸能事務所の判断で当該規定が実施される場合がある。

出所：「人材獲得競争に係る実態ヒアリング及びフリーランス等に関するウェブアンケートの結果」（報告書別紙3）
※本報告書において、上記の行為について独占禁止法上の評価を行ったものではなく、実際の判断は個別具体的に行われる。以下同じ。



- 優越的地位にある発注者による、
- 代金の支払遅延
 - 代金の減額
 - 成果物の受領拒否
 - 著しく低い対価での取引要請
 - 成果物に係る権利の一方的取扱い
 - 発注者との取引とは別の取引により役務提供者が得ている収益の譲渡の義務付け
- といった行為は、独占禁止法上、**問題となる場合がある**。

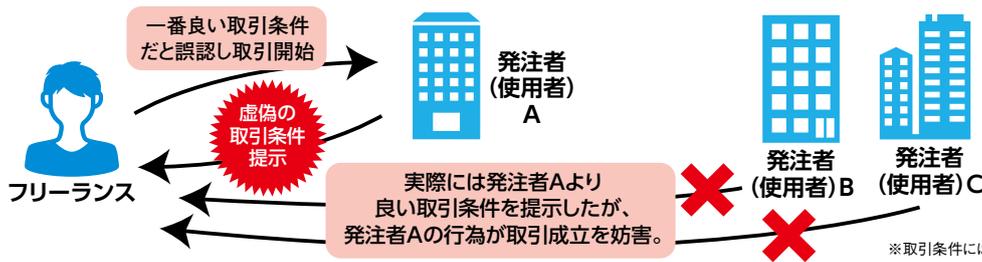
行為のイメージ

- 同一の業務を、同時に複数の役務提供者に対して発注し、**質の高い成果物を納品した役務提供者と取引し、もう一方の役務提供者が納品した成果物については受領を拒否した。**
- あらかじめ契約金額を使用者・発注者と役務提供者との間で決めていたにもかかわらず、**予想以上に必要経費がかかってしまった等の使用者・発注者の一方的な都合で、役務提供者の報酬額が減額された。**

出所：「人材獲得競争に係る実態ヒアリング及びフリーランス等に関するウェブアンケートの結果」（報告書別紙3）

3

取引の相手方を欺き、自らと取引させることで競争を妨げる行為【競争手段の不正さ】



発注者(使用者)が役務提供者に対して事実とは異なる優れた取引条件を提示し、役務提供者を誤認させ又は欺き、自らと取引するようにすることで、他の発注者との取引を妨げることとなる場合に、独占禁止法上、**問題となる場合がある**。

4

他の発注者が役務提供者を確保できなくさせる行為【自由競争減殺】

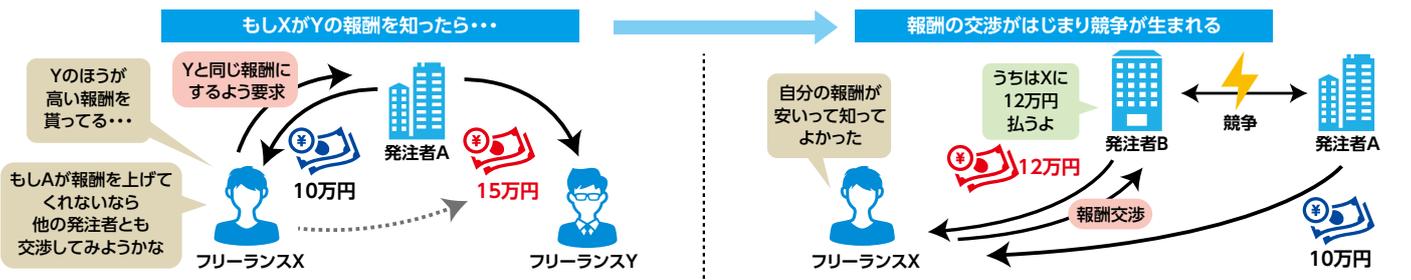
発注者(一部行為は使用者)が役務提供者に合理的に必要な範囲で秘密保持義務、競業禁止義務又は専属義務等を課すことは直ちに独占禁止法上問題とならない。
 ただし、それによって他の発注者(使用者)が役務提供者を確保できなくなり、商品・サービスの供給が困難となる場合に、独占禁止法上、**問題となる場合がある**。

5

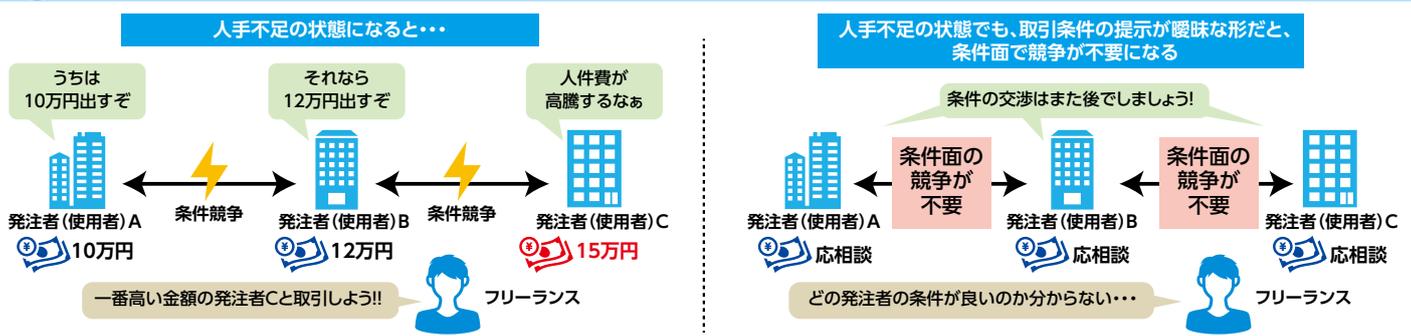
競争政策上望ましくない行為

独占禁止法上問題となる行為を誘発する行為(≠問題行為)や、公正かつ自由な競争を損なう行為

- ア 役務提供者にとって秘密保持義務・競業禁止義務の対象範囲が不明確であること
- イ 役務提供者への発注を全て口頭で行うこと
- ウ 対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めること



- エ 人材獲得市場において取引条件を曖昧な形で提示していること



お問い合わせ先

公正取引委員会経済調査室

〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟16階
 Tel:03-3581-4919 Fax:03-3581-1945 E-mail:cprsec@jftc.go.jp